

定期監査結果報告書

1 監査の期日 平成14年1月31日（木）

2 監査の対象 総務部所掌事務全般

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成13年4月1日から平成13年11月30日までの間における総務部の予算執行状況、使用料等の収納事務、支出負担行為、委託契約、前渡資金取扱状況、補助金交付等の財務管理をはじめ、施設、備品等の財産管理について、関係する法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ総務部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成13年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

総務課では、総務管理事務、庁舎等管理、庁用自動車管理、福祉のまちづくり対策整備、広報広聴課では、広報広聴、文書課では、文書・法制事務、文書管理改善、統計調査事務、人事課では、人事管理事務、職員研修、職員福利厚生、地域振興課では、自治振興、姉妹都市交流推進、平和啓発、スポーツ・文化交流、コミュニティセンター管理運営、集会施設等整備資金融資、集会所建設助成、市史編さん室では、市史編さんと幅広い事業を実施している。

今後においても、各種事業の推進について、なお一層の努力を期待するものである。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成13年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。

(2) 現金取扱事務について

前渡資金の取扱いについて審査した結果、おおむね適正に処理されているが、一部精算時期の遅れたものが見受けられたので、適正な執行を徹底されたい。

(3) 財産管理事務について

管理財産は、行政財産である本庁舎等の建物及び土地について、資料の提出を求め、平成 13 年度における増減を主に審査した結果、良好に管理されていた。

管理備品は、備品管理簿に基づき、平成 13 年度に取得及び廃棄したものを主に審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

主に委託事業について、執行状況に関する資料及び契約関係書類により審査し、その一部を抽出して、契約方法、業務内容等について担当者より説明を聴取した。

見積参加業者が 1 社の随意契約については、競合業者の有無、見積金額の妥当性等、慎重に再検討されたい。

継続性のある年間契約については、年度当初に契約できるよう計画的な事務処理を図られたい。

(5) その他

委託業務遂行後の報告書に一部不十分なものが見受けられた。

適確な報告書を徴し、報告書内容に関して迅速かつ十分な確認を行なうとともに、指摘事項については速やかに対処されたい。

時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取した。

課、係、担当者により時間数及び取得日数に不均衡が見られ、一部には恒常的な時間外勤務が認められた。

職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、極力均衡化を図るとともに恒常的な時間外勤務については見直しを図られたい。